

大分県報

平成二十四年
第二三七四号
五月二十二日

（火曜日）

目次

告 示

生活保護法等による介護機関の指定	一
生活保護法等による指定介護機関の廃止	二
生活保護法等による指定介護機関の休止	二
生活保護法等による指定介護機関の名称変更	三
保育士の登録に係る手数料の徴収事務の委託	三
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	三
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	三
大規模小売店舗の廃止の届出	八
土地改良区の定款変更認可	八
都市計画事業の認可（二件）	八
公 告	
第一種大規模小売店舗立地法特別区域の指定について	九
土地改良区の役員就退任（四件）	九
開発行為の完了	一〇
落札者等の公示	一一
正 誤	
平成二十四年五月十一日付け大分県報第二三七一号に登載の大分県告示第三百五十一号（保安林の指定）中の訂正	一一

○ 告 示

大分県告示第三百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の

円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

平成二十四年五月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
白梅の花訪問介護ステーション	別府市青山町二一九	特定非営利活動法人青山白梅会	別府市青山町二一四	訪問介護、介護予防訪問介護	平二四・四・九
白梅の花居宅介護支援センター	別府市青山町二一九	〃	〃	居宅介護支援事業	〃
訪問介護よりそい	日田市石井石井町三丁目一七八	合同会社一筋の道	日田市石井石井町三丁目一七八	訪問介護、介護予防訪問介護	平二四・四・一
ケアプランよりそい	〃	〃	〃	居宅介護支援事業	〃
通所リハビリテーションあきよし	日田市豆田町五番四〇号	医療法人秋芳会	日田市豆田町五番二〇号	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	〃
ヘルパーステーションひこだけ	佐伯市狩生四一八番地	社会福祉法人百徳会	佐伯市狩生四一八番地	訪問介護、介護予防訪問介護	〃
地域密着型介護老人福祉施設萩の苑	竹田市萩町恵良原七八〇番地	社会福祉法人孝寿福祉会	竹田市直入町大字長湯九〇六七番地四	短期入所生活介護	〃

平成二十四年五月二十二日

大分県報（告示）

大分県告示第三百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からその名称の変更があつた旨届出があつた。

平成二十四年五月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称		所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	変更後		
大塚病院	城下町病院	白杵市白杵一八〇番地	平二四・四・一

大分県告示第三百七十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり保育士の登録に係る手数料の徴収事務を委託した。

平成二十四年五月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 受託者の住所及び名称
東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号
社会福祉法人 日本保育協会
理事長 石 井 哲 夫

二 委託期間

平成二十四年四月一日から

平成二十五年三月三十一日まで

大分県告示第三百八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。

平成二十四年五月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあつた年月日
平成二十四年五月八日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 星座オリオン
- 三 代表者の氏名
佐 藤 とし子
- 四 主たる事務所の所在地
別府市大字別府字野口原三千八十八番地七十二
- 五 定款に記載された目的
この法人は障がい者が地域において、障害の有無に関らず相互に交流し、楽しみ、生活していけるようにサポートするとともに、社会参加と共生社会の理念の普及を図り、障がい者に対する偏見と差別のない社会を築き障がい者が希望をもって暮らせる福祉の充実した社会づくりに寄与することを目的とする。
- 六 定款変更の内容
事業の追加

大分県告示第三百八十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成二十四年五月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

- 1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
三重県南伊勢町中津浜浦四百二十二番地一
独立行政法人水産総合研究センター増養殖研究所
所長 飯 田 貴 次
- 2 特定事業場の所在地及び名称
佐伯市上浦津井浦百六十二番地十五 他八筆
独立行政法人水産総合研究センター増養殖研究所 上浦庁舎

平成二十四年五月二十二日

大分県報（告示）

3 設置される特定施設の種類
 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十一号の二
 イ 洗浄施設

種 類	能 力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量		汚 水 等 の 状 態 の 値						そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項
								単 位	単 位	項 目	水 素 イ オ ン 濃 度	化 学 的 酸 素 要 求 量	浮 遊 物 質 量	窒 素 含 有 量	りん 含 有 量	
洗 浄 施 設 (ス テ ン レ ス 製)	〇・一三五m ³ /回	許可後	平二四・九・二八	平二四・一〇・一五	間欠	四時間以内	なし	通 常	〇・三	六・八〇七・五	二〇	一〇	〇・五	〇・〇五	三〇〇未満	汚水はすべて公共下水道へ放流する。
								最 大	〇・五	六・八〇七・五	二〇	一〇	〇・五	〇・〇五	三〇〇未満	
洗 浄 施 設 (ス テ ン レ ス 製)	〇・〇五m ³ /回	許可後	平二四・九・二八	平二四・一〇・一五	間欠	四時間以内	なし	通 常	〇・三	六・八〇七・五	二〇	一〇	〇・五	〇・〇五	三〇〇未満	汚水はすべて公共下水道へ放流する。
								最 大	〇・五	六・八〇七・五	二〇	一〇	〇・五	〇・〇五	三〇〇未満	

その他参考となるべき事項	汚水等の状態の値						汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能力	種類	
	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位									単位
	個/cm ³	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l		単位	m ³ /日									単位
汚水はすべて公共下水道へ放流する。	三〇〇未満	〇・〇五	〇・五	一〇	二〇	六・八〜七・五	通	〇・三	通	なし	四時間以内	間欠	平二四・一〇・一五	平二四・九・二八	許可後	〇・一m ³ /回	洗浄施設（ステンレス製）
	三〇〇未満	〇・〇五	〇・五	一〇	二〇	六・八〜七・五	最大	〇・五	最大								

大腸菌含有量	りん含有量	個/cm ³	mg/l
	大腸菌群数	個/cm ³	mg/l
三〇〇未満	〇・〇五	三〇〇未満	〇・〇三
三〇〇未満	〇・〇五	三〇〇未満	〇・〇三

5 排出水の量及び汚染状態の値

項目	一日当たりの排出水量		No. 1	No. 2
	単位	m ³ /日		
通常値	通常値	一〇九一・四二	通常値	通常値
最大値	最大値	七・五〇八・〇	最大値	最大値
通常値	通常値	一三七九・九五	通常値	通常値
最大値	最大値	七・五〇八・〇	最大値	最大値
通常値	通常値	六〇三・〇五	通常値	通常値
最大値	最大値	七・五〇八・〇	最大値	最大値
通常値	通常値	七・五〇八・〇	通常値	通常値
最大値	最大値	七・五〇八・〇	最大値	最大値

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成二十四年五月二十二日から同年六月十一日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び佐伯市役所

大分県告示第三百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第五項の規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成二十四年五月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW大分店

大分市高城西町四百九番地一

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コジマ

代表取締役 寺 崎 悦 男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前 二千七百三十八平方メートル

廃止後 ○平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成二十四年四月二十二日

二 届出年月日

平成二十四年五月七日

大分県告示第三百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成二十四年五月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

千町無田土地改良区

玖珠郡九重町

平二四・五・一一

大分県告示第三百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十四年五月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画道路事業

三・四・九七号 山ノ神備中線

三 事業施行期間

平成二十四年五月二十二日から

平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

大分市大字三佐字山ノ神、字八坂、字大村、字由原及び字備中地内

2 使用の部分

なし

大分県告示第三百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十四年五月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画道路事業

三・四・九八号 由原浜新地線

三 事業施行期間

平成二十四年五月二十二日から

平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分
大分市大字三佐字由原、字遠見、字戎堂、字八幡島及び字浜新地地内
- 2 使用の部分
なし

○公 告

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第一項の規定により、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十四年五月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

別府市駅前町千九百九番二、千九百九番三、千九百十番二、千九百十番十二、千九百四十一番二、千九百四十一番七、千九百四十七番三、千九百四十七番四、千九百四十七番五、千九百四十七番六、千九百四十七番八、千九百四十七番九、千九百四十七番十、千九百四十七番十一、千九百四十八番三、千九百四十八番四、千九百四十八番五及び千九百四十八番八

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、内植田土地改良区（大分市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十四年五月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

役名	氏名	住 所
理事	小井出 正己	大分市大字木上一五四三番地
〃	衛藤 喬平	〃 大字木上一四二六番地
〃	渡邊 邦博	〃 大字木上一四五二番地の一
〃	池部 義光	〃 大字木上一七二四番地の二
〃	渡辺 勝美	〃 大字木上一三九一番地

- | 役名 | 氏名 | 住 所 |
|----|-------|----------------|
| 監事 | 齋藤 正人 | 〃 大字木上一六二一番地の一 |
| 〃 | 衛藤 泰雄 | 〃 大字木上一四四九番地の二 |
| 〃 | 渡邊 信郎 | 〃 大字木上一七五三番地 |

（就任役員）

大分市大字木上一四四九番地の二

大分市大字木上一三三九番地

大分市大字木上一四七一番地

大分市大字木上一三六四番地の二

大分市大字木上一七八二番地の一

大分市大字木上一四八九番地

大分市大字木上一七五三番地

大分市大字木上一四六八番地の一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、享保井路土地改良区（大分市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十四年五月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

役名	氏名	住 所
理事	小野 和田留	由布市挾間町鬼崎二二〇番地
〃	三ヶ尻 通泰	大分市大字横瀬二〇四八番地の一
〃	秦野 久	〃 大字横瀬二九四番地
〃	工藤 長生	〃 大字田原一三三番地

〃	関 金次郎	〃	大字小野鶴三三四番地	(就任役員)	〃	関 金次郎	〃	大字小野鶴三三四番地	大分県知事 広 瀬 勝 貞
〃	安東和男	〃	大字上宗方三七八番地の三		〃	野中輝美	住	白杵市野津町大字都原九六七番地	
監事	神田和敏	〃	大字鬼崎六二〇番地の一		監事	野中輝美		白杵市野津町大字都原九六七番地	
〃	佐藤 格	〃	大字田原九五九番地の二						
〃	久保雅史	〃	大字小野鶴一〇五七番地の一						
(就任役員)									
役員	氏名	住	所		役員	氏名	住	所	
理事	神田和敏		大分市大字鬼崎六二〇番地の一		(退任役員)				
〃	三ヶ尻通泰	〃	大字横瀬二〇四八番地の一			林 信生	住	由布市挾間町小野一九二番地	
〃	秦野 久	〃	大字横瀬二九四番地						
〃	高山幸人	〃	大字田原一〇〇三番地		(就任役員)				
〃	後藤和臣	〃	大字小野鶴九七九番地		役員	氏名	住	所	
〃	白根 勲	〃	大字上宗方一八二七番地の一		理事	平岡照受		由布市挾間町小野一七七番地二	
監事	小野和田留		由布市挾間町鬼崎二二〇番地						
〃	佐藤征夫		大分市大字田原一九五番地の三						
〃	関 謙二		大字小野鶴三二二番地						
(退任役員)									
役員	氏名	住	所		<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、野津土地改良区（白杵市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。</p> <p>平成二十四年五月二十二日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>				
監事	衛藤新明	白杵市野津町大字原三〇二七番地			<p>一 開発区域に含まれる地域の名称</p> <p>宇佐市大字山下字梨本千四百六十九番二ほか五筆及び千四百七十番四地先開拓道路並びに字下坂本二千九百番ほか十三筆及び二千百番地先開拓道路</p> <p>二 開発区域の面積</p> <p>一四、六一四・五〇平方メートル</p> <p>三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名</p> <p>宇佐市大字山下字下坂本二千百番地</p> <p>社会福祉法人 泰生会</p> <p>理事長 雨宮洋子</p>				

四 完了検査年月日

平成二十四年五月七日

次のとおり落札者等について公示する。

平成二十四年五月二十二日

大分県知事 広瀬勝貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県庁舎本館及び大分県庁舎新館で使用する電気

六百七十三万九千七百七十七キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成二十四年三月十六日

四 落札者の氏名及び住所

イーレックス株式会社 代表取締役 渡邊 博

東京都中央区日本橋本石町三丁目三番十四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

九千六百四十一万九千四百八十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十四年二月三日

○正 誤

平成二十四年五月十一日付け大分県報第二三七一号に登載の大分県告示第三百五十一号
（保安林の指定）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
七	上	右から二	2 立木の伐採の限度	2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種